

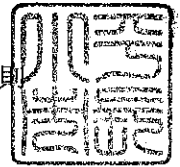


小平市告示第 233 号

小平市税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 9 号）第 2 条による改正後の小平市税条例（昭和 25 年条例第 4 号）附則第 26 条に規定する市長が指定するものは、次のとおりとする。

令和 2 年 10 月 27 日

小平市長 小林 正 印



市長が指定するもの 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和 2 年政令第 160 号）第 3 条第 1 項の規定により文部科学大臣が指定した行事

附 則

この告示は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。